

チャレンジ鹿児島労働局（18年3月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

2月の有効求人倍率は0・59倍となり、前月と同水準。

鹿児島県の本年2月の有効求人倍率は0・59倍となり、前月と同水準となりました。

新規求人は、前年同月に比べサービス業（83・9%増）、医療福祉（24・4%増）などが増加する一方、飲食店、宿泊業（10・2%減）が減少し、全体では25・4%の増加となりました。

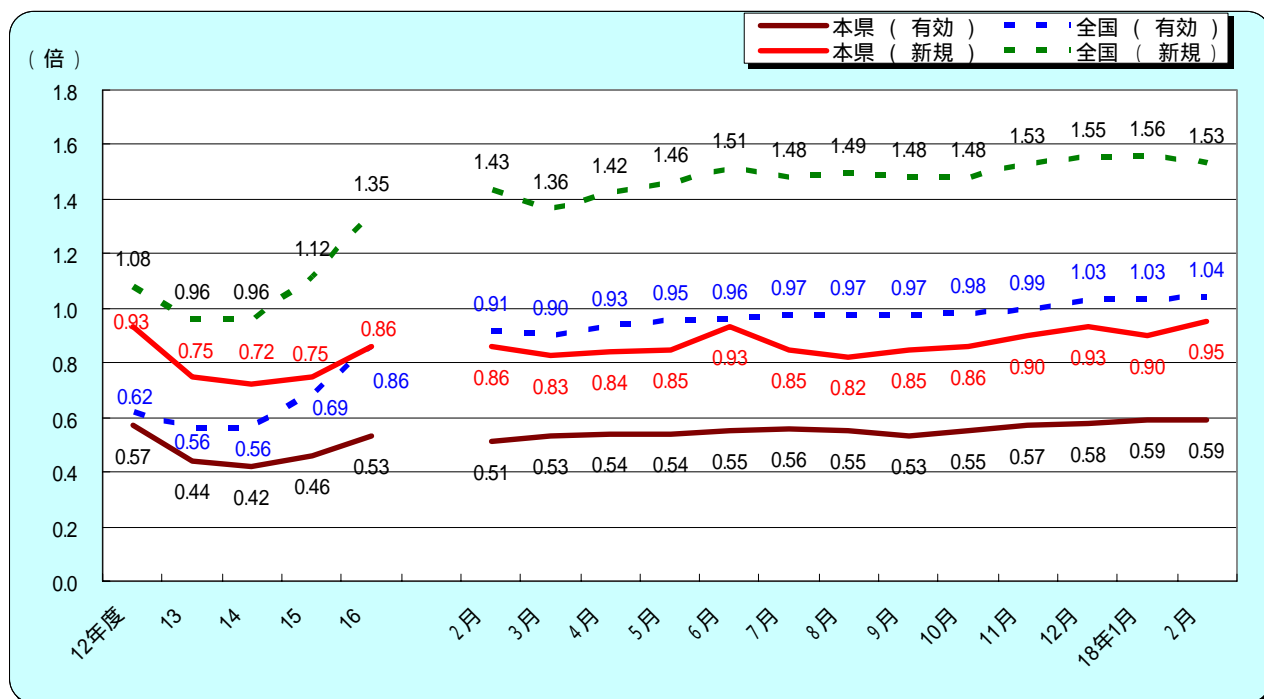
また、新規求職者については、前年同月に比べ自己都合離職求職者（11・7%増）などの増加により、全体では15・4%の増加となりました。

求人の増加傾向は続いていますが、求職者も増加していることから今後の雇用失業情勢は横ばいで推移するものと思われます。

なお、ハローワークの紹介による就職件数は前年同月比で2か月連続増加しており、引き続き、求人・求職のマッチングに努めていきたいと考えています。

（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



平成18年4月1日、65歳までの高年齢者雇用確保措置が義務化！

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしているすべての事業主は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のうち、いずれかの措置を講じることが義務づけられました。

及び については、65歳までの引上げが求められますが、男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールに合わせて、次のとおり段階的に引き上げることができます。

平成18年4月1日～62歳

平成19年4月1日～63歳

平成22年4月1日～64歳

平成25年4月1日～65歳

の継続雇用制度を導入する場合、原則として希望者全員が対象となりますが、労使協定で継続雇用制度の対象者に係る基準を定めることにより、対象者を限定することができます。

平成18年4月1日には、少なくとも62歳までの措置が必要です。

措置が決まったら労使協定の締結、就業規則の変更等の手続きが必要です。

詳細は鹿児島労働局職業対策課（電話099-219-8712）又は県内各ハローワークの担当者へお問い合わせください。（職業安定部職業対策課）

平成18年4月1日、「改正障害者雇用促進法」が施行！

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正され、平成17年10月1日に施行された「障害者福祉施策との有機的な連携」や「職場適応援助者助成金（ジョブコーチ助成金）の創設」に続いて、平成18年4月1日から、次の 及び が施行されます。

「精神障害者に対する雇用対策の強化」

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率に算定できることとなります。

納付金、調整金、報奨金の算定においても同様の取り扱いとなります。

「在宅就業障害者支援制度の創設」

在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度から特別調整金・特別報奨金を支給します。

鹿児島労働局・ハローワークでは、引き続き、雇用率達成指導及び改正法の周知に努めます。（職業安定部職業対策課）

「県高等学校就職問題検討会議」を、4月28日に開催

今春卒業の高校生の2月末の就職決定率は、緩やかな景気の回復や2007年問題等による求人の増加などにより、大幅な改善が見られた前年同期を1.4ポイント上回る92.8%となり、改善が見られるところです。

こうした中で、来春卒業予定の高校生に対して、地域の実情を踏まえた就職支援・職業紹介が推進されるよう、鹿児島労働局、県、経済団体、高校による「就職問題検討会議」を、4月28日に開催します。

会議では、「来春卒業予定の高校生の就職のための応募等の取扱い」や「生徒に対する効果的な職業指導方法」等について検討・協議し、確認することになっています。
(職業安定部職業安定課)

今年の会議の風景



署・所長合同会議を開催、平成18年度行政運営方針を協議

3月10日(金)に県内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長を集め、署・所長合同会議を開催しました。

会議では、平成18年度鹿児島労働局行政運営方針案について協議、検討を行いました。この中では、全国に比べて雇用情勢の厳しい鹿児島県の現状を踏まえた求人の確保や就職件数を上げるための数値目標の設定、労働者の健康と安全を守るための取組、男女ともに能力を十分に発揮できる雇用環境の実現を目指すための取組等について協議を行いました。また、6つの署・所からも平成18年度の取組についての意見発表を行いました。

なお、行政運営方針については、この後、鹿児島地方労働審議会に諮り、公労使の委員の審議を経て決定することとしています。
(総務部企画室)

鹿児島地方労働審議会を3月13日に開催

3月13日(月)に鹿児島地方労働審議会を開催しました。

会議では、労働局から平成18年度鹿児島労働局行政運営方針案について説

明を行い、公益・労働・使用者側委員から意見や要望をいただきました。

各委員からは、雇用情勢の厳しい鹿児島県の現状を踏まえた上で、雇用確保や雇用創出等について県や市町村など自治体との連携を強化すること、非正規職員の雇用状況の改善に取り組むこと、労働関係におけるルールを周知徹底すること等の意見・要望等が出されました。

これらの意見等を踏まえ、平成18年度の行政運営方針を策定し、県内の労働者の生活と安全を守り、産業の発展を支えるための施策に取り組んでいきます。
(総務部企画室)

「両立支援のひろば」(サイト)がオープン!

厚生労働省及び(財)21世紀職業財団では、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業の支援策の一つとして、両立支援対策を積極的に進めている企業の取組や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画等を掲載したサイトを開設します。

本サイトでは、企業の両立支援に関する取組等の閲覧・検索ができるほか、自社の両立支援の取組等を掲載することもできます。企業内で両立支援を進める上での参考として、またPRの場として、積極的な利用を期待しています。

1 サイトの概要

(1) 取組事例の閲覧・検索

本サイトにアクセスすると、企業の両立支援に関する取組や一般事業主行動計画等を閲覧することができます。また、企業名、業種、企業規模、所在地等で簡単に検索することができます。

主な掲載項目としては、企業の基礎データ(企業名、業種、企業規模、所在地等)、事業概要、一般事業主行動計画の概要又は全文、我が社の両立自慢、URL等があります。

(2) 取組事例の新規登録

登録フォームをダウンロードし、メール等で返送すると、自社の両立支援に関する取組等を本サイトに掲載することができます。

(3) その他

自社における仕事と家庭の両立度の診断や、ファミリー・フレンドリー企業に関する様々な情報の閲覧ができます。

2 掲載企業数は、平成18年3月17日現在で174社です。

3 開設日時は、平成18年4月1日(土)の午前零時です。

4 本サイトの実施主体は、(財)21世紀職業財団です。

5 アドレスは、<http://www.youritsushien.jp>です。

なお、厚生労働省及び(財)21世紀職業財団のホームページからもアクセスできます。
(雇用均等室)